町田児童相談所の早期設置を求める意見書

全国の児童相談所が2020年度に相談対応した児童虐待件数は調査開始以来初めて20万を超え、2019年度に虐待で死亡した子どもは前年度より5人増え、78人となった。

この町田市においては、八王子児童相談所が管轄し、市の関係各所と連携して 児童虐待等に努力されているが、八王子児童相談所の所管は、八王子市、町田市、 日野市のおよそ120万人規模である。体制上、また地理的な状況から迅速な対 応に課題を抱えていることは、これまでも指摘されていることである。

令和5年4月1日施行の「児童福祉法施行令」の改正では、児童相談所の管轄は「管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下であること」としている。さらに、「『児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令』の公布について(通知)」(令和3年の7月21日付厚生労働省子ども家庭局長通知)によれば、「『おおむね50万人』との規定は、<略>管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨であり、これを踏まえて積極的に管轄区域の見直しを検討されたいこと。」とある。

虐待予防、早期発見に力を入れるとともに、訪問調査、一時保護等に対応する 児童相談所の設置は急務である。子どもが虐待で生命を奪われることのない社 会、これは行政、そして私たち大人の責任であると考える。

よって、東京都に対し、町田市に児童相談所を早期に設置することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。